

北海道救急医学会会則

令和7年4月1日一部改正

第1章 名称および事務所

第1条 本会は、北海道救急医学会と称する。

2 本会の事務所を札幌市中央区大通西6丁目北海道医師会に置く。

第2章 目的および事業

第2条 本会は、救急医学の進歩発達を図り、救急医療の普及と発展に貢献することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 機関紙、研究資料の発行
- (3) 日本救急医学会との連携
- (4) 関係団体との協力活動
- (5) その他本会の目的達成に必要な事項

第3章 会員および会費

第4条 会員は、本会の目的に賛同し、救急医療に関する診療、研究もしくは業務に従事している下記のいずれかに該当するものとする。

- (1) 正会員：医師、看護師、救急隊員、薬剤師、臨床工学技士、診療放射線技師、救急救命士およびその他の医療関係者で所定の会費を納めた者
- (2) 施設会員：所定の会費を納めた医療機関
- (3) 団体会員：所定の会費を納めた団体

第5条 本会に名誉会員を置くことができる。名誉会員は、次の各号の一に該当する者の中から評議員会が推薦し会長が委嘱する。

- (1) 本会の会長であった者
- (2) 本会の運営に特に功績のあった者

2 名誉会員は、評議員会に出席し意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。

第6条 会費の額は、評議員会の議を経て総会において別に定める。

- 2 会員は、会費を毎年9月末までに納入しなければならない。
- 3 会費を2年間納入しなかった場合は、会員資格を失うものとする。但し、諸般のやむを得ない事由で会長が退会と認めた場合はその限りではない。
- 4 名誉会員の会費は、徴収しない。

第7条 学術集会の参加者から参加費を徴収する。参加費の額は、評議員会の議を経て総会において別に定める。

第4章 役員および顧問

第8条 本会に次の役員を置く。

会 長 1名
評 議 員 若干名
当番幹事 若干名
監 事 2名

- 2 会長は総会において正会員中より選出し、本会を代表して会務を総理する。
- 3 評議員は会長の委嘱によって定められ、重要な件を議し、会務を分掌する。
- 4 当番幹事は評議員会において選出され、学術集会の運営に当たる。
- 5 監事は会長が委嘱し、会計を監査する。

第9条 役員は、満65歳未満の者から選出する。但し、任期中に当該年齢に達した場合は、次の改選期までその職務を行うものとする。

- 2 前項の規定は、当番幹事および職名をもって役員（職名役員）となるものには適用しない。

第10条 役員の任期は、2年とし再任を妨げない。但し、当番幹事の任期は1年とする。

- 2 任期満了後であっても、後任者が選出されるまでは、その職務を行わなければならない。
- 3 職名役員に異動があった場合、その後任者が役員となる。

第11条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は評議員会の推薦により会長が委嘱する。

第5章 会 議

第12条 会議は、評議員会、総会とする。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 評議員会は、役員の過半数（委任状を含む）の出席により成立し、出席者の3分の2以上の賛同を得て議決する。

第13条 総会は、評議員会をもって代えることができる。

- 2 総会は、会長が必要があると認める場合に召集する。但し、4分の1以上の会員から理由を記載した書面をもって総会招集の請求があったときは、会長は2カ月以内にこれを招集しなければならない。
- 3 総会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第6章 看護部会

第14条 本会に看護部会を置く。

第15条 本部会の学術集会は本会会長のもとに開催する。

第16条 本部会は原則として本会の正会員である看護師、ならびに救急看護問題に関心の深い本会会員をもって組織する。

第17条 本部会の運営に関する必要事項は部会会則で定める。

第7章 救急隊員部会

第18条 本会に救急隊員部会を置く。

第19条 本部会の学術集会は本会会長のもとに開催する。

第20条 本部会は原則として本会の正会員である消防救急隊員、ならびに救急隊業務に関心の深い本会会員をもって組織する。

第21条 本部会の運営に関する必要事項は部会会則で定める。

第8章 薬剤師部会

第22条 本会に薬剤師部会を置く。

第23条 本部会の学術集会は本会会長のもとに開催する。

第24条 本部会は原則として本会の正会員である薬剤師、ならびに救急薬学に関心の深い本会会員をもって組織する。

第25条 本部会の運営に関する必要事項は部会会則で定める。

第9章 臨床工学技士部会

第26条 本会に臨床工学技士部会を置く。

第27条 本部会の学術集会は本会会長のもとに開催する。

第28条 本部会は原則として本会の正会員である臨床工学技士、ならびに生命維持管理装置をはじめとした医療機器に関心の深い本会会員をもって組織する。

第29条 本部会の運営に関する必要事項は部会会則で定める。

第10章 診療放射線技師部会

第30条 本会に診療放射線技師部会を置く。

第31条 本部会の学術集会は本会会長のもとに開催する。

第32条 本部会は原則として本会の正会員である診療放射線技師、ならびに救急放射線診療の知識と技術の向上に関心の深い本会会員をもって組織する。

第33条 本部会の運営に関する必要事項は部会会則で定める。

第11章 病院救急救命士部会

第34条 本会に病院救急救命士部会を置く。

第35条 本部会の学術集会は本会会長のもとに開催する。

第36条 本部会は原則として本会の正会員である病院救急救命士(道内の消防本部に所属する者を除く)、ならびにその他救急救命士に関わりの深い本会会員をもって組織する。

第37条 本部会の運営に関する必要事項は部会会則で定める。

第12章 会 計

第38条 本会の経費は会費およびその他の収入をもってこれに充てる。

第39条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

本会則は、昭和56年4月1日より施行する。

本会則の一部改正は、昭和60年4月1日より施行する。

本会則の一部改正は、昭和63年9月23日より施行する。

本会則の一部改正は、平成10年10月24日より施行する。

本会則の一部改正は、平成11年10月30日より施行する。

本会則の一部改正は、平成15年10月11日より施行する。

本会則の一部改正は、平成16年10月23日より施行する。

本会則の一部改正は、平成19年10月27日より施行する。

本会則の一部改正は、平成21年4月1日より施行する。

本会則の一部改正は、平成28年10月22日より施行する。

本会則の一部改正は、平成29年11月18日より施行する。

本会則の一部改正は、平成31年4月1日より施行する。

本会則の一部改正は、令和3年4月1日より施行する。

本会則の一部改正は、令和6年4月1日より施行する。

本会則の一部改正は、令和7年4月1日より施行する。

(別 表)

会則第6条および第7条の規定による会費および参加費の額は、次のとおりとする。

1. 会 費 (年額)

(1) 正会員

医 師	3, 0 0 0円
看護師	2, 0 0 0円
救急隊員等	2, 0 0 0円 (救急隊員部会費 1, 0 0 0円を含む)
薬剤師	2, 0 0 0円
臨床工学技士	2, 0 0 0円
診療放射線技師	2, 0 0 0円
病院救急救命士	2, 0 0 0円

(2) 施設会員 1 0, 0 0 0円

(3) 団体会員 1 0 0, 0 0 0円

2. 学術集会参加費

(1) 会 員 3, 0 0 0円

(2) 非会員 5, 0 0 0円

附 則

本別表は、昭和56年 4月 1日より施行する。

本別表の一部改正は、昭和60年 4月 1日より施行する。

本別表の一部改正は、平成 6年 4月 1日より施行する。

本別表の一部改正は、平成 7年 4月 1日より施行する。

本別表の一部改正は、平成11年10月30日より施行する。

本別表の一部改正は、平成21年 4月 1日より施行する。

本別表の一部改正は、平成28年10月22日より施行する。

本別表の一部改正は、平成29年11月18日より施行する。

本別表の一部改正は、平成31年 4月 1日より施行する。

本別表の一部改正は、令和 3年 4月 1日より施行する。

本別表の一部改正は、令和 6年 4月 1日より施行する。

本別表の一部改正は、令和 7年 4月 1日より施行する。